

年四回（二月、五月、八月、十二月）發行

東京帝國大學經濟學部內 東亞經濟研究所

# 東亞經濟叢論

第參卷 第參號

昭和十八年九月二十日

（禁轉載）

|                                               |            |
|-----------------------------------------------|------------|
| 東亞指導國の二重性……………                                | 經濟學博士 谷口吉彦 |
| 臺灣と東印度……………                                   | 經濟學博士 目崎憲司 |
| 支那貨幣小史……………                                   | 經濟學士 穗積文雄  |
| 支那銀行業務の類型……………                                | 經濟學士 德永清行  |
| 孫文の民生主義……………                                  | 經濟學士 出口勇藏  |
| 買辦に關する覺書……………                                 | 經濟學士 鈴木総一郎 |
| 南支那の <small>錫・タングステン・アンチモン</small> 鑛業の性格…………… | 經濟學士 菊田太郎  |

書肆 有斐閣 發賣

## 買辦に關する覺書

鈴木 總一郎

### 一 序

南京條約締結以前に於ては、清朝は閉關主義を堅持して外國貿易を廣東一港に限局し、而もそこにも官許行商制度を設けて嚴重な外國貿易制限方針を永きにわたつて採り續けてきた。此等の制限方法は、産業革命によつて發展力の培養されてきた歐米列強の攻勢的立場よりすれば自己の政治經濟的進出を阻む桎梏と感ぜられた。資本主義の前に清朝デスポティズムを屈服せしめ、それによつて從來後者のもとにあつて外來者に閉されてゐた無限の豊庫と資本主義國との間に自由なる橋を架け、以て經濟的先進國としての利益を吸収せんとした點にこそ、阿片問題を契機として勃發せる阿片戰爭の眞の意味は存在したのである。

武力を以て清朝の閉關主義を打破つたイギリスは、香港をもぎとり、爾後百年の中國攻略の基地たらしめたるの外、廣東外五港を開港せしめ、資本進出の障害であつた行商制度等の強制的機關を廢止せしめることに成功し、五港に於ては商人、その家族及び商館は商業を遂行する目的を以て居住・營業することを許され、この點に關し

干涉或は制限を受けることなきを得るに至つた。

かくして、イギリスは政治的いなく武力的に從來の舊關係を打破し、力づくで得た南京條約を轉回點として、強制的制限貿易の廢止に成功し、いまや、經濟的進出を「自由なる活動」に於て遂げうることゝなつた。米・佛も之に倣ひ同様な通商條約を締結した。

是に於て、政治的に進出の障礙が除去された結果、經濟的交渉はいはゞ經濟法則の下に坦々として行はれることゝなつた筈である。併し、そこにはいま一つ解決を要すべき問題が存在してゐた。

從來は強制的機關ながらも行商が設置され、その下には雜用買辦・通譯その他が存在し、外國商人はそれを通じて否それを通じてのみ經濟交渉を営みえた。しかるに、それらの機關が自らの希望に従つて廢止された今となつては、五港に於て如何なる相手とも直ちに折衝を行ひ、取引を決定しうる自由なる立場を獲得したが、自由となつたゞけ特別の關係者が無きわけであり、經濟發展段階の相異なるこの社會に如何なる徑路を以て交渉を行ふかが、歐米商人にとつて焦眉の問題となつた。イロニカルに云へば、政治的に自由となつたゞけ、經濟的に無力化されたとも一時的には云はれえよう。事態を複雑にするものとして次の事情がある。すなはち、中國には既に早くより商業が發展し而もデスポティズムに對抗するために家父長的組織の中に育成され來つた人的結合觀念を中心として、人的信用の上にはゞ繩張りの經濟關係をつくり上げ、この間商業資本の蓄積が行はれて、經濟的勢力は充分に扶植されて居り、外來の新參者がこの關係中に喰ひ入つて活動することを極めて難くしてゐる特殊的事情が存在する。言語風習を異にして居り、そのみにても少からず面倒であるのに、かゝる異質的構造をも

つてゐるこの社會と歐米資本主義國とが常住的な經濟關係をとり結ぶためには、當時に於て結局何らかの緩衝地帶もしくは連絡者を必要としたであらうことは疑ひない。

かゝる仲介者たるためには、一方に於ては中國の經濟構成の成員たるとともにその經濟事情に明るきこと、他方に於ては英米外國資本家と何等かの關係をもち、殊に彼等の言語を理解するものでなければならぬ。この條件は、直ちに從來廣東に於て彼等と交渉のあつた行商もしくは雜用買辦等を想起せしめたであらう。否それ以外のものを考ふるをえしめなかつたであらう。かくして一度力づくにて廢止せし行商を、取引を開始し又は繼續するために餘儀なく再び利用しなければならぬ事情にあつた。（雜用買辦その他從來外國人と關係のあつたものは多かれ少かれ利用された。やがてまた、積極的にして商才のある連中が自らこの役を買つてでることになる。）たゞそれは從來の如き官設的の強制機關ではなくして、合意によつて決定される任意の機關である點に大なる相違がある。

かゝる仲介機關の問題について、イギリス人は實際に於て如何に對處したか？ 筆者の見るところでは、彼等は此の問題につき苦慮しなかつた如くである。蓋し後にその中飽が問題化するに至る如き買辦であるにせよ、彼等より見れば、内外商業資本の利益的結託であり、餘儀なき仲介者といふよりは、むしろ自己活動の利益的協力者と考へたと思はれるからである。なほまた買辦も當初に於てはそれ程中飽が甚しくなく、従つて忠實な協力者としての面が強かつた事も初期に於ける買辦採否問題を平易ならしめたことと思はれる。

阿片戰爭以後に於ける買辦採擇の問題は、一般化して次の如き問題として提示しうるであらう。すなはち、買辦制度が外國資本進出の一般的必要機關として廣く採用せられ、それが長き期間繼續しえたことについては、社

會經濟的根據より客觀的にその發生・發展の必然視さるべき事情が考慮せらるべきであるが、それと共に、最初よりかゝるものとして買辦を採用しその運用の圓滑たりえたについては、中國側に於ける買辦前史の事情として行商・雜用買辦の存在せしこと、若しくは更に包括的に考察して中國經濟社會事象全般にひろく行はれてゐる請負制一般の問題が検討される必要があるのと同時に、列強資本主義國特にそのリーダー格たるイギリスに於けるこの種協力に關する社會體驗ともいふべきものゝ有無が、買辦採用及び發達の側面的或ひは前史的事情として検討されるべきであらう。このことは特にその後社會經濟的地盤に於ては既にその廢棄もしくは變容の可能性の生じたる後に、日本・アメリカ等がその排除に努力し一部にはそれを斷行したる時にも、なほ依然としてイギリスが從來の買辦を重用し一向にその排除に努めざりし事情を併せ闡明するものとして注目されねばならない。こゝにイギリス特有の社會體驗或は經營方針ともいふべきものが何らかある筈であり、かゝるものを見出すことによつて、買辦制度發展史の具體的内容が一層判然することゝならう。吾々はかゝるものとして、イギリスにおける分業を中心とする本業純粹化・相互獨立性の尊重と提携などを試論的にとり上げたいと思ふ。更にこれに政略家的深慮が加へられうと思ふ。そこには從來の日本商人のとかく陥りがちであつた排他的獨行性・短見的合理性などゝ相對立する性格もしくは經營方針がうかゞはれると思ふ。従つて南京條約後の自由なる進出に當つても買辦採用の問題につきイギリス人は恐らく圓滑に對處しえたであらう。イギリス人の立場から見れば、買辦は餘儀なき必須機關ではなくして、最も優れたる協力機關なりと見られうることゝなる。それゆゑにこそ、買辦が收取する中飽に非難の眼が注がれ、他の諸國が買辦排除に乗り出した場合にも、イギリス人はなほ從來通り買辦と提

携してゆく方法をとりえたのであらう。單なる改善・單なる合理化といふよりも、なほかゝる仲介機關を利用してゆくことに多くの利益を感じたものと思はれる。否、多くの利益をそれあればこそ抽き出し得ると考へたものと思はれる。

勿論一にはイギリスの對支進出と日本の對支進出とは條件が異なるからである。すなはち、いはゞ、彼等は文化的にも地理的にも遠隔の國であり、従つて種々能動的な斡旋機關乃至仲介機關を必要とする事情にもよるであらう。

かくの如く買辦の成立を助長し、その存續を幫助するものとしてイギリス國民の經營方針もしくは企業態度が注目されるわけであるが、かゝる性質・方針は一朝一夕に養はるべきものではなく、それゆゑにまた一事業の経験にのみあらはれるものでない。イギリス普通商業銀行の手形割引に對する態度の如き、固よりその例外をなすものではなく、むしろかゝる事情を最も典型的に現はしてゐるものゝ一と見うるであらう。手形割引の仲介者たるビル・ブローカーこそは銀行買辦採用の際恐らく最も端的にその形式を採りいれられたる原初形態であらうと思はれる。銀行とビル・ブローカーとの間に示される事情は、單に銀行買辦のみならず一般買辦の存立の問題と密接な關係をもつ。この意味に於て、イギリスのビル・ブローカーと銀行の關係を理解するために、ビル・ブローカーの發展を跡づけて、買辦研究に關する一つの覺書として記録して置くこととする。

これと並んで從來の日本人が、所謂合理性を目指して凡べての失費を防ぎ、凡ゆる利益を自己掌中のものとせんとして、その結果、協力者をも倒し、或は却つて敵對者化し、人的關係に於ける不和をもたらし易き點等が對蹠的に研究せらるべきである。すなはち、イギリス的企业方針と日本の産業合理觀との對立が存在する。但しこ

れは過去の問題であつて吾々はその點に永くかゝつてゐる必要はない。

併し、舞臺が中國に移る時、問題は重要性を加へて吾々の注意を拂ふべき現實の問題となる。相手が人的關係の重視を中心として法規よりも慣習の上に經濟を營んでゐる中國人であつてみれば、この二つの經營方針の相違は微妙な相違をもたらし、中外交渉の上に極めて重大なる影響をもたらす點看過しえざるところであり、その意味に於て、イギリスが買辦採否に於て示してきた態度を徹底的に検討することは無用でなからうと思はれる。ここでは、彼等のかゝる態度を解くべき一つの手掛りとして、ビル・ブローカーの問題を検討することとする。

## 二 ビル・ブローカーの種類

ビル・ブローカーは本來手形の買手たる銀行と手形にて資金を得んとする商人間の仲介機能を營むものを指稱する。原初形態に於ては純然たる手形の仲介者たるに止まり、自ら資金を獲得して自己計算のもとに營業する事なきものにして、ウィザースの謂ふランニング・ブローカーの域を脱しないものであつた。而もこの原初形態のものにあつては手形は國內諸地方間の資金移轉の要具としての性質をもち、資金の必要に差迫られてゐる工業地方より得たる手形を遊休資金の所在地たる農業地方の銀行家に送ることを以てその業務としたのである。時代の進展とともに其の職能が複雑多岐となるにつれてビル・ブローカーの間に自ら若干の種別を生ずるに至り、今日に於てはウィザースによれば次の三種のものに類別される<sup>1)</sup>。

純然たる手形仲買人 Bill-Brokers Pure and Simple

買辦に關する覺書

第三卷 三三七 第三號 一三七

1) Hartley Withers, The Meaning of Money, p. 130.  
cf. Ellis T. Powell, The Evolution of the Money Market, p. 378.

手形小賣商 Retail Dealers in Bills

割引商社 Discount Houses

一、純然たる手形仲買人といふは商人・引受會社・外國銀行・植民地銀行等の委託をうけて銀行その他にその時その場に於ける最良の條件にて手形の賣却をなし、その斡旋の勞と市場知識とに對する報酬として手数料を收受するを本務となすものである。普通にはランニング・ブローカーと呼ばれる。

二、手形小賣商は單に手数料のみを目的とせず、純然たる手形仲買人・商人・引受會社・外國銀行等より自己の計算にて手形を買入れ、原則として満期日以前に銀行その他の買手に對し、その所望する種類及期限の手形を轉賣する。中には賣却出來ず満期まで手持するものもあるべく、又一般に買手の所望に適ふまで手持することになるため、その業務の性質上第一種の手形仲買人に比して多額の資本及び信用を必要とする。併し其資本は資金回轉量に比して未だ小にして、日々手許に保持する手形の金融については主として銀行より受くるコールより成る。

三、割引商社は手形小賣商の發展せるものにして、一部の手形を他に轉賣するが、大部分の手形を手持ちするものである。比較的大なる資本と信用とを以て業務は大規模に遂行される。借入金の利用高は巨額に上り、特に銀行利子より高き利子を附して一般預金を吸収し、經營資金の充實を計つてゐる。銀行よりのコール借入額もなほ大である。

以上三種のものを類別しうが、第一種の手数料本位のものには既に排除されて居り、現在はそれより發展せる

あとの二種のものが存在してゐると考へられてゐる。

然るに、グリーングラスによれば、ランニング・ブローカーはなほ次の如き性質をもつて存続してゐる。これは仲介ブローカーの典型的な形態が畫かれてゐるものとして注目される。裏書銀行（手形の賣手）の若干は直接に割引業者に手形を賣却するが、多くの場合特に巨額の手形の支拂がなされる場合には、ランニング・ブローカーの手が煩はされる。ランニング・ブローカーは手形の回轉を専門の業とする者にして、この目的のため常に一切の割引業者と密接なる接觸を保ち、それによつて割引率の如何なる變化をも充分感知しうる立場に居る。裏書銀行は一定額の手形を最高率某にて賣却依頼をする注文書を彼に渡す。この率は彼の意見を徴して決定したるものである。ブローカーはまづ最大の割引業者達を訪れる。この際銀行の要求通りの價格で取極まれば、爾餘の手數は省かれる。すなはち、一度賣買が出来れば、賣込手はその率を固守して破ることをしない。ランニング・ブローカーは「當方はその數字で取引出來ます」と述べて、それ以外の一切の掛引を封じ込めて了ふ。従つてビル・ブローカーにあつては取引を全然拒否するか、それとも自己の買入數量を述べるかの孰れかよりない。

グリーングラスに依ればビル・ブローカーと稱さるべきものは割引業者 Discount Houses にして、三大業者の外二十軒内外のものが存在して居り、三四ヶ月乃至六ヶ月期限の手形の賣手に對して銀行より借入れたる短期支拂の資金を貸付ける仲介業者であると解されてゐる。従つてランニング・ブローカーには單にそれらに附隨する仲介者としての地位しか認められてゐない。ウィザースの第二種の手形小賣商は、同じくディスカウント・ハウスなる名稱の下に一括されてゐる。その結果、ビル・ブローカーとディスカウント・ハウスとは同義語として取扱は

2) H. W. Greengrass, The Discount Market in London, 1930, p.62.  
3) Greengrass, ibid., p. 59.

れてゐる。

何れにしても現存してゐるものは、單なる仲介ブローカーでなくして手取ブローカーたる性質を有するものにして、一方に於て銀行よりコールを借入れ、一部のは預金受入をも行ひつゝ、他方に於て手形の鑑別に従ひ優良手形を買ひ取り、一部を銀行の所望に應じて賣却し、以て手形消化の媒介をなすことを専門とする業者である。

### 三 ビル・ブローカーの史的發展

十九世紀初葉までは倫敦は未だ全國の金融中心地とならず、農業地方の剩餘資金が手形の媒介によつて資金不足に悩む工業地方に貸付けられ、僅かにそれが倫敦を経由して行はれるといふに過ぎなかつた。従つて地方資金の移轉を地方銀行のために代行することが、手形業者の唯一の業務であつた。蓋し他地方の手形を割引くためには地方銀行は資金の受渡し及び手形鑑別のために倫敦に代行者を必要としたからである。其後大株式銀行が倫敦を始めとして各地に勃興し、兩地間の交渉が密接となり、全國の資金が倫敦に集中されることゝなつたため、地方間の資金移動を仲介せるビル・ブローカーの業務は衰退したが、その反面に於て、倫敦に多數の新會社が發生せしため、倫敦所在銀行も手形の良否の判別に苦しみ、遂に手形の鑑定を専門業者たるビル・ブローカーに一任するに至らしめ、ビル・ブローカーの裏書保證の下にのみ手形割引を行ふに至つた。かくしてブローカーは漸次資力を蓄積し、自己資本を充實し、手形を仲介するのみならず、手持して銀行の割引希望に應じて賣却するに至り、自己計算に於て手形取引に任ずる商人となり、從前のランニング・ブローカー的色彩を全く脱却し、今日見

る如き割引業者としての内容を整へるに至つた。

其後倫敦金融市場が引受業者 Accepting Houses 等の發達のために世界金融の中心となるに及び、優良なる外國爲替の供給が潤澤となり、嘗ては地方間の資金移轉を任務とせるビル・ブローカーの取扱手形が漸次この種のものに移り、世界貿易の發展に伴つてこの業務は飛躍的に増大することとなり、遂に今日の大をなすに至つたのである。

いま、この間の發展を資料に即して跡づけてみることにする。

### 一、初期ビル・ブローカー

一八一〇年「地金委員會」に於てなされた當時の最大のビル・ブローカーたるリチャードソンの陳述によつて、初期ビル・ブローカーの性質は概ね明瞭である。

1 地方銀行の代理店たる性質 主として地方銀行の過剰資金を地方銀行に代つて手形の割引によつて貸付け、右手形を地方銀行に送附する。

2 手形を保證せず 手形を保證 (guarantee) することは全然なく、地方銀行も手形の安全性につきブローカーに責任ありとは考へない。

3 手数料 借手から1%の手敷料を徴する。貸手からは何等手数料を徴しない。従つて代理業務を行ひながら地方銀行よりは報酬を受けてゐない。

(註) シャーロット・フェルスマスによる彼の傳記<sup>1)</sup>には、借手からのみ手数料を徴する彼等の方法は「獨特のもの」であつたと記してあるが、リチャードソン自身何も述べてゐない點より見て、この説は些か可怪しい。バゲョットは、この點につき手形の所持者が支拂ふに對して資金の所持者が手数料を支拂はないといふことは全く當然のことであるとしてゐる。<sup>2)</sup>

- 1) Report, together With Minutes of Evidence, and Accounts from the Select Committee appointed to Inquire into the Causes of the High Prices of Gold Bullion, 1810. pp. 179-184.
- 2) The Dictionary of National Biography. Vol. XVI. p. 1135.
- 3) Walter Bagehot, Lombard Street, 14th Ed., p. 270.

4 經營の規模 一ケ年の手形の仲介額約七八百萬磅。一時に地方銀行のために手形の割引に貸付けられてゐる金額は百五十萬磅である。手形は二三ヶ月期限にして、一ケ年の取扱高は四五倍になるわけである。割引以外の取引は殆んど爲されない。

5 同業者 ロンドンには同種取引を手廣く行つてゐるものは外に數人ある。併しリチャードスンと同程度  
の代理業務を行ひえてゐるものはない。彼等數軒全部を合して彼の取引額の三分の一位に過ぎない。

6 ビル・ブローカー介入の得失 一七九三年には地方銀行は手形手持のため巨額の損失を蒙つた。すなはち、多くの地方銀行は自分自身手形を引受けることによつて多大の損失をしてきた。併し、倫敦ブローカーを通じてその業務を行つてゐるものは損失が比較的に少い。これは倫敦代理店の慎重なる處置による處頗る大なりと考へられる。

リチャードスンによつて代表されるビル・ブローカーの原初的形態は、手形の單純なる仲介ブローカーであり、従つて手数料を目的とし、他人の計算に於て活動し、手形に對する保證責務に任じない點に特質がある。前に觸れたランニング・ブローカーと根本的性質に於て類似してゐる。バジレットは、ビル・ブローカーの信用が引合に出されることなく、彼に關係なく割引され、従つて貸手自ら手形の確實性に對して判斷を下さねばならぬところの、右の如き手形の非保證仲介を、手形仲買の古代形態と稱してゐる。

リチャードスンがオヴァーランドと手形仲買業を開業したのは一八〇六年であるが、一七九三年地方銀行が手形で巨額の損失をした際にも、ロンドンのブローカーを通じて行つたものは比較的損失が少かつたとの地金委員會

に於ける證言によつても、小規模のものは相當以前よりあり、少くとも一七九三年までは遡りうる事明瞭である。なほビル・ブローカーなる語は非常に古くからあるが、吾々の問題とは關係なきゆゑ之に觸れない。社會的機關として問題となりうる程度のものにビル・ブローカーがなつたのは正にリチャードソン以後である。

## 二、近代のビル・ブローカー

古代形態のそれに對してビル・ブローカーの信用が根本要素となり、半ばはその財産、半ばはその熟練に信頼して手形の確實性の判定を重視せず、ビル・ブローカーに信頼が置かれる如き手形仲介の遣り方を、ページトはその近代形態と稱してゐる。<sup>1)</sup> ランニング・ブローカーが古代形態に對應する如く、ディスカウント・ハウスはこの近代形態に該當する。ウィザースの分類によれば、第二種・第三種のものが之に當る。

ビル・ブローカーは此の利益ある取引に絶えず従事して高い地位を得、何よりもその高き資金回轉率によつて巨額の富を蓄積して、多くは銀行家ともなり、かくして何等の保證をも與へる事なく預金をも受けるに至ることは極めて自然の事と考へられよう。<sup>2)</sup> すなはち、近代形態に於ては、單純なる仲介業者たる地位より、手形の常住的所有者或は貯藏所たる地位に上り、同じく仲介業務に従事すると共に、巨額の資金の運用によつて手形を一時的にもしくは満期迄手持する獨立商人たる面を有するに至つたのである。彼に對する信用は從つて飛躍的に増大しその専門知識・鑑定眼に敬意が拂はれると共に、銀行の手形買入には銀行自身による手形の良否の區別は敢て問題とせず、全くビル・ブローカーの處置を信頼するに至つたのである。換言すれば、銀行が従來行つてきた手形鑑定の職能を拋棄して、一に専門家たるビル・ブローカーに委任するに至つたのである。こゝに於てビル・ブ

1) Powell, *ibid.*, pp. 46, 80, 82.  
2) Bagehot, *ibid.*, p. 272.  
3) Bagehot, *ibid.*, p. 273.

「カー側」に於ても、自己の提供する手形に裏書することにより手形の保證に任ずるに至つた。

### 三、預金受入と手形割引

手形割引業の最も顯著なる發展が十九世紀後半に見られることは疑ひないが、古代形態より近代形態への推移はそれより以前に見られる如くである。ビル・ブローカーが預金を受入れることは、單純なる仲介業務より進んで自己計算にて手形割引に従事することを示すものにして、これこそ近代形態への推移を示す標識となすことが出來よう。文獻によつてかゝる變遷の凡その年代を確定したいと思ふ。

1 ニューマーチの一八五〇年の事情を記載せる論文によれば、ビル・ブローカーの解説に當つて、資金過剰の農業地方と資金不足の工礦商業地方との資金移動仲介者としての性質より説きはじめ、ビル・ブローカーは凡ゆる地方銀行並びに多數の倫敦正規銀行のための預金銀行家として行動し、保險會社の遊資及び巨額現金所有者の資金を預金として受入れると述べてゐる。

2 一八四五年エコノミスト誌に發表されたウイルソンの論文に於ては、數年前に於ては、倫敦ビル・ブローカーは手形割引請求者たる商人と、手形に資金投資をなさんとする銀行との間の商談をとめる單なる代理人に過ぎず、彼の勞務に對して僅少の手數料が與へられた。然るに預金に利子を與へない銀行業の慣習に促されてビル・ブローカーの性質を變じて銀行家の性質をもたしめるに至つた。すなはち、甲より一定率にて預金を受入れ之を乙に對して高率にて手形割引をなすに至つたのである。

Some years ago the London bill-broker was mere an agent who negotiated between the merchant having

- 1) Newmarch, Statistical Journal Vol. XIV. for May, 1851. (Tooke and Newmarch, History of Prices, Vol. VI. p. 596.)
- 2) Wilson, Capital, Currency and Banking, p. 31.

bills to discount and the banker having money to invest in such securities, and he was paid by a small brokerage for his trouble; but the practice of bankers not allowing interest on deposits has at length changed the character of the bill-broker to that of a banker, taking deposits (money at call) at a given rate of interest from one man to lend it by discounting bills at a higher rate of interest to others,.....

ウイルソンの記述によれば、一八四〇年頃より一般預金を受入れ、仲介ブローカーより手取ブローカー従つて近代形態に發展したことになる。

3 サムエル・ガーネーの傳記の執筆者によれば、一八二五年の恐慌時には、リチャードスン・オヴ・ブレンド・ガーネー達の店は Overend, Gurney & Co. となつてゐたが、多くの事業家に融通をして窮境を打開せしめ、以て名聲を高めた。銀行家の銀行家として知られ、從來は英蘭銀行と取引してゐた多くの商社が、今やその遊資を彼等のところへ預託し初めるに至つたとある。

この内容と、ウイルソンの述べてゐるところとは大分逕庭がある。且つ預金受入の年代も異なる。併し吾々はウイルソンの權威に聽從して間違なからうと思ふ。すなはち、大體に於て一八四〇年頃従つて恰も阿片戦争頃には近代形態に入つたと見てよいと思ふ。

手形鑑別の困難の除去、投機的危險部分の轉嫁等、純粹銀行業に止まることの重要性を認識してゐた銀行は、一八四〇年もしくは一八五〇年までに、手形割引業者の發展によつて自らを利することをこの間經驗的に理解したといへないであらうか。若しくはそれまでなくとも、一度手形割引業者といふ確固たる金融關係者が確立したる後には、彼等は銀行業の相容れざる敵對者・競争者でなくて、却つて協力者であり、友人であることを

1) The Dictionary of National Biography, Vol. VIII. p. 810. (by George Clement Boase)

少くともさつたであらう。このことが言ひ過ぎでないことは、一八五五年に死んだりチャードスの彫像に、  
A Friend in Lombard Street なるタイトルが附されてゐることによつて明白であらう。

#### 四 ビル・ブローカーの職能

近代的ビル・ブローカーの基本的職能は、銀行より供給をうけたる短期資金を以て、比較的長期の資金の需要者たる手形の賣手に貸付け、かくして銀行と手形の賣手とを仲介するにある。

小切手支拂銀行即ち商業銀行に於ては、資金の流動性に特に留意する必要がある、支拂準備金として手許現金・英蘭銀行預け金の外、コールを第二防衛線としてゐる。ビル・ブローカーが銀行より借入れる資金は、かかる回収される危険をもつものであるが、平常の場合には甲より回収の請求をうくるも、乙よりの借受にて埋合せがつき、最低額が少くも最高時の三分の二を占め、コールとはいへ常在的資金となつて居り、その限りに於て長期資金的性質をもつに至る。大衆及び保險會社等よりの預金吸収と共に、このコールの運用によつて三四ヶ月乃至六ヶ月期限の手形を割引し、暫く手許に置くことによつて短期化し、以て銀行の適當な貸付對象となし、銀行の希望に應じて賣却するに至る。従つて銀行に對しては遊資の利用者となると共に、短期化と保證によつて優良手形の創造者として貢獻する。

ビル・ブローカーの利潤は次の二點より生ずる。銀行は顧客に對するよりもビル・ブローカーに對しては通常16%乃至18%低率にて手形割引に應ずる。従つてビル・ブローカーは顧客のために割引せる手形を銀行に賣

却し再割引することによつて、利潤を收めうる。顧客も亦銀行に割引を請求するよりも、ビル・ブローカーに依頼する方が迅速且つ有利である。<sup>1)</sup>

ビル・ブローカーは優良手形の「貯水槽」として常に多額の手形を保持するため、一般より預金を受入るゝ外、銀行より多額のコールを借入れて運用資金としてゐる。預金利子及び銀行借入コールの利子は通常ビル・ブローカーが割引依頼者に要求する割引歩合より低率ゆゑ、ビル・ブローカーが該手形を満期日まで手持するもなほ利鞘を稼ぐことを得、また銀行に賣却すれば資金の回轉を速め、同じく利得しうることに前述の如くである。但しビル・ブローカーの競争が激化するに従ひ、その利潤が極めて狭小となつたのは、引受會社の場合と全く同様である。なほ割引率の上限と下限とは、銀行利率（詳しくはそれより1/16%下）と銀行利率一步下（コール標準率）とより成り、兩者間の最大の開きは約3/4%にすぎない。<sup>2)</sup>

こゝで問題は、ビル・ブローカーに於ける専門的知識もしくは手腕についてである。初期ビル・ブローカーの第一人者であつたりチャードスン及びガーネーには別段の學歴はなく、たゞ永年の銀行員としての經歷は手形に關して多くの知識を與へ、このことが彼等の店を繁榮せしめた原因となつたであらう。保證責任を有しなかつたにしても、後の大をなすについては、卓越した信用調査力とそれに基づく手形の謬りなき鑑定とが與つて大に力ありしこと疑問の餘地がない。彼等の後身オヴァレンド・ガーネー會社は、爾來四十年間最大のビル・ブローカーたる名譽を擔ひ、シチーで最も信用のある店の一つであり、一八五六年には預金を八百萬磅所有し、その繁榮を謳はれたが、「それ以上のものは凡そ考へられぬ位の愚昧極まる後裔」<sup>3)</sup>の手に移つた爲、忽ちしてかの一八六

1) George Clare, A Money Primer, and Key to the Exchanges, p. 142.  
2) Greengrass, ibid., p. 63. cf. Leaf. ibid., p. 216.  
3) Bagehot, ibid., p. 258.

六年の暗黒の金曜日に没落し去らねばならなかつた事情は、如何に割引業務が特殊の優れたる能力と努力と細心とを要するかを充分に示してゐる。ブローカーには「聰明な敏感な注意力」<sup>1)</sup>が必要である。そのためには絶えず此の業務に全力を傾注し、かくして金融市場に關する眞の推移を洞察する炯眼をそなへねばならない。これによつて初めてビル・ブローカーの獨立の理由も存し、金融市場に對する積極的存在理由を主張しうるであらう。

## 五 ビル・ブローカーと銀行

手形業務には融通手形の識別・不良手形の除去等極めて専門的知識を要し、純粹銀行業の立場からすれば、かかる危険を包藏する手形割引業務を直接行ふことを避くべきことは當然であり、専門業者に一任し、その保證によつて支拂の確實になれるものにつき割引を行ふを安全とすることは、幾多手形取引に關係するものゝ破綻・損失の歴史より見て決定的である。ビル・ブローカーの存在は銀行にとり次の諸點で積極的に必要とされるであらう。すなはち、銀行は顧客より直接に手形を買取るが、量に於て不充分であり、銀行の投資資金の存在量とその時々割引依頼額とが一致せず、且つ手形の種類・期限が銀行の希望するものと一致しない。然るにビル・ブローカーと取引する場合は如上の不一致不都合は除去され、銀行の希望する種類・期限の手形を希望する額だけ何時にても割引することが出来る。而もビル・ブローカーの手を通ずる事によつて手形は、新しき保證を得、期限は短縮される。換言すれば、本來ならば、銀行の投資し得ざる如きものから、優良手形を創造的に供給し、以て銀行の安全有利の投資對象たらしめる作用をはたしてゐる。

1) Withers, *ibid.*, p. 145.

なほブローカーはコールの取手となり、銀行は短期資金を之がため有利に活用出来、而も銀行支拂準備の第二の防衛線として常に回収可能の状態に置くことをえてゐる。この反面に於て銀行はブローカーにとり低利資金の豊富な供給者であると共に自己の割引をせる手形の購入者たる常顧客として現はれる。

勿論この事が可能なるためには、銀行第二の防衛線であるコールの回収の際に、英蘭銀行が高率ながらビル・ブローカーに對し資金貸付を行ふことになるためであるが、實は中央銀行の立場として單に當然の事をなすに外ならぬといふべきであらう。

この問題に關して銀行家リーフは次の如く云ふ。<sup>1)</sup>ビル・ブローカーなる手形の大貯藏槽の存在が、銀行にとつて極めて有益なるものであることは一目瞭然の事柄である。ブローカーに利潤の比較的大きな分け前を與へつゝ、銀行は小額であるが確實なる利益を手許に確保し、現金に關する日々の要求を現在の必要に適應せしめることを得る。この制度の利益は倫敦と紐育を對比する時一層明瞭となる。

銀行家の立場から見れば、手形市場の作用は緩衝器のそれとして概約出来る。すなはち、ビル・ブローカーなる媒介者を通じて、(1)國際貿易の必要の不規則性、(2)播種期と收穫期・暴風雨と平穩等の自然的要素の不均等より來る不規則性、(3)並びに罷業・戦争・關稅改正の如き政治的要素から必然的にくる不規則性。これらの不規則性より生ずる緊張を平等に分散する緩衝器の役割を果す。割引業者は銀行よりこれらの變化や機會の投機的部面を肩代りしてその抜目なさと見通しの利くことによつて利潤の過半を獲得しうるものと考へられてゐる。

デージ・クレアはこの問題を單に分業の問題であると斷定し、兩者の協力必要の所以を説明して、<sup>2)</sup>疑問を容るゝ餘地を無からしめてゐる。

1) Leaf. *ibid.*, pp. 223-225.

2) Clare, *ibid.*, p. 142.

## 六 ビル・ブローカーと買辦

以上に見たる如く、銀行とビル・ブローカーは各々獨立して特殊化することにより相互に協力し双方を益し、國內の地方的資金移動を媒介し、後には世界貿易のための爲替手形を吸収し、世界的資金移動を媒介したのである。換言すれば、兩者は分業により業務の純粹化・専門化に努力し、それに基く相互協力は自由經濟の枠内においてながら、なほよく双方の發展をもたらし、さきには國內地方資金の交流を促し、後には世界金融業務より生ずる利益をその國に保持せしめたのである。ビル・ブローカーの發展による割引市場の確立は、「イギリス資本をしてそれが最も要求されてゐる處に、又最もよく儲けられてゐる處に、恰も水が低きに就くが如く、確實に且つ即座に流れゆかしめる。この即座に間に合ふ有效な組織によつて後進諸國との競争に極めて有利な地位を與へられた。」<sup>1)</sup>

そこには上よりの統制もなく、コールの貸借・手形の買入等につき何等の法的規定も存せず、單に自由主義的經濟機構をとりながら、よく双方を益し、双方の發展を助け、且つ國民經濟全般の利益をもたらし、世界金融中心地としての牢固たる地位を確立せしめたのである。かゝる關係は表面的には極く自然に結果されてゐるが如くであるが、かゝる効果を収めしめるためには幾つかの事情の存することを知るべきである。すなはち、イギリス資本主義は分業を中心として生産力を増大し來り、産業革命に於ては機械の發達を根幹としてゐるが而も各企業が分化し、他の獨立を尊重しつゝ協力的にはたらくことにより、イギリス經濟の先進的地位を確保しえたのであ

1) Bagehot, *ibid.*, p. 13.

る。分化・純化・協力はイギリス經濟の自由主義面に掩はれた内容であり、それゆゑにこそ自由主義は國民經濟の利益と合體したのである。勿論先進國の優勝的地位を確保する手段として自由主義が主張され謳歌された事は事實であるが、個人主義化することにより他の個性を尊重することが生れ、従つて協力精神が自らの意思に於て發動するに至る點を忘るべきではない。

ビル・ブローカーと銀行との關係もまたかゝる國民氣質の然らしめたる處多大なるものありと思はれる。本來初期のビル・ブローカーは代理店的性質のもので、それがその後に見る如き發展をなしたのは、必ずしも自然的な成行とのみ解しえない。中には、受入預金に對し利子を附しないといふ一般銀行の管理銀行的制度のゆゑに、その競争者たるビル・ブローカーが利子付預金を受入れ、これを契機として銀行業務を奪ひ取つたかの如く説く論者のある事によつても、この間の事情が知られると思ふ。手形割引は銀行に於ける重要業務であり、銀行貸付項目の主要なるものである。然るにこの極めて危険なる分子を包藏し易き手形の良否を鑑別することは長年の經驗と不斷の努力とを要し、他に固有の業務をもつ銀行の到底充分に爲し能はざるところである理由をはつきり認識し、一切を永らくこの業務に専門的に従事せる者に依頼する方が自身直接にこの取引に當るよりも有利・安全であることを洞察し、銀行は自らかゝる危険的・投機的業務より退いたものと思はれる。事實これによつて銀行はブローカーを通じて手形割引に任じ、僅少となつたが間違なき差益 a small but assured margin を確保するに至つた。右の如く、相手の専門を信頼し、自己業務の純粹化従つて安全化をはかる行き方は、イギリス流の合理化として注目される。

1) Wilson, *ibid.*, p. 31.

イギリス人が武力を以て南京條約締結に成功し、五港を開港せしめるに至つた時には、イギリス本國に於ては前に見たるが如く、すでにビル・ブローカーは單純な仲介ブローカーより獨立の手取ブローカー即ち近代的ブローカーに成長し、銀行は手形鑑定をこの専門家に一任することにより自己利益を守り得、もしくは一層増進しうることを既に知つてゐたのである。對支進出に當つてかゝる經濟經驗の所有者であり、またかゝる思想の持ち主であるイギリス人によつて、買辦なるものが自己利益を壟斷する仲介者としてゐなく、自己活動の必須物として若しくは自己利益の確實保證者として、従つて窮極的に自己利益を擁護する者として積極的に利用せられし事情も自ら肯かれる如くである。

特に銀行の對支進出の場合、國內にてビル・ブローカーを日常利用してゐるイギリス銀行に於ては、信用事情不明の支那人との直接取引の危險であり、投機的である所以を充分察知し、それらの取引に於て本國の經驗を生かし、恰もビル・ブローカーに對する如く、銀行買辦を任用し利用したことは恐らく當然のことと見られうと思ふ。

五港開港後、一般列強の對支活動の基礎が未だ充分にきづかれざる中に、太平天國の亂勃發し（一八五〇—一八六五）このため外國人の本格的な經濟進出は暫くおくれ、従つて商館買辦その他各種買辦がひろく採用されるに至るはその平定後の如くである。外國銀行の對支進出は既に一八四五年の英系東方銀行に見られるが、それが本格的に根をおろすのは一八五七年麥加利銀行上海支店の設置を経て、一八六五年の滙豐銀行の營業開始以後の如くである。これらの銀行の買辦利用が如何なるものであつたかは明白でないが、手数料の徴し方その他より見

て、銀行のビル・ブローカーに對する關係の模寫を恐らく發見出來るのではないかと思ふ。もとより確實な比較資料をもたぬ現在、それは類推に止まり、決定的にこれを斷定することは差控へざるを得ないであらう。たゞ問題としうことはそれらの社會事象の中を流れてゐる經營方針もしくは企業態度そのものゝ分析・比較であり、こゝでは、そのもつ共通的傾向より逆に二者の間の關聯を發見せんとしたに過ぎない。但し、このことは甲より乙が派生し來つたとか、もしくは甲は乙の唯一の成立原因であるとか言はんとするのではなく、假令他の條件に本源的起因をもつにせよ、乙が一般的に採用され、且つそれが圓滑になされ、更に發展したについては甲に與かる所最も大なる所以をつきとめうる如く兩者の關聯を見出せば、本稿の當初の目標は達せられる。

銀行買辦の利用と商館買辦の任用とが如何なる關係をもつたかは不明であるが、商館買辦の存在が銀行買辦の採用を促進した一面が考へられると共に、銀行による買辦の積極的な利用が商館買辦の存續を強化した面をも考察しうるであらう。筆者は試論的に買辦と特に銀行買辦とビル・ブローカーの地位とを類推し、それらの成立と發展とを、それらを動かしてゆく人の側より見るによつて、社會的な根據はいはゞ孰れかといへば物の側より見たるところとのギャップをとりあげ、今一段高き點よりこの問題を見んとすると共に、且つまた、他方では中國の事情に注意しその内在的條件を探索する意味で、中國側の買辦前史ともいふべきものを顧ると併行して、採用決定者たる外國資本家の側に於ける外在的條件をこゝに検討する意味に於て買辦の前史的部面に眼を注ぎ、以て買辦發生・發展の基本的性格を物心・内外兩方面より把握し、買辦の研究を包括的に行ふ一ステップとしてこの覺書を綴つたのである。(二六〇三、一二、三二)